

令和3(2021)年度 第3回 日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)

生活支援員養成研修

～ 高齢者や障害のある方が、安心して生活するためのお手伝いをしませんか ～

京都市社会福祉協議会では、認知症や物忘れのある高齢者、知的障害者、精神障害者などの方が地域で生活される上で、必要な福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行う日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)を実施しており、利用者への具体的な支援活動を担う「生活支援員」を養成するための研修を開催します。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、研修を延期もしくは中止する場合がありますのでご了承下さい。

【日 程】 令和4(2022)年1月27日(木)・2月1日(火)・2月3日(木)

【時 間】 午後2時～3時45分

【会 場】 ひと・まち交流館 京都 2階 大会議室

(下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1)

【受講料】 無 料

【定 員】 65名 ※先着順

【講座カリキュラム】

※生活支援員として登録するためには、3回の講座をすべて受講することが条件です。

日 程		講義科目
第1回	1月27日(木)	開講式・オリエンテーション
		日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)の概要 精神障害者への支援
第2回	2月1日(火)	知的障害者への支援
		認知症高齢者への支援
		生活支援員登録について
第3回	2月3日(木)	ソーシャルワーク(社会福祉援助)の基礎
		修了式

【申込み方法】

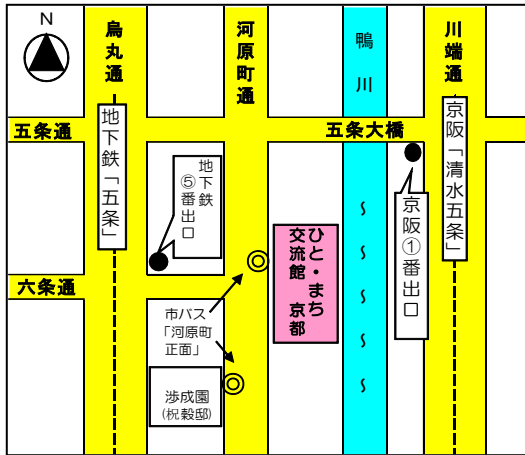
所定の参加申込書で、令和4(2022)年1月13日(木)までに京都市社会福祉協議会生活支援部へ、郵送・FAXのいずれかの方法でお申し込みください。

【申込・問い合わせ先】

社会福祉法人 京都市社会福祉協議会 地域福祉推進室 生活支援部
〒600-8127

京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1「ひと・まち交流館京都」内
電 話 (075) 354-8734 FAX (075) 354-8737

【ひと・まち交流館 京都 会場案内図】



※市バス4・17・205「河原町正面」すぐ
※京阪電車・地下鉄から徒歩約10分

【研修受講に関する注意事項】

- 会場までは、公共交通機関をご利用の上でお越しください。
- 欠席や遅刻の場合は、必ず担当者までご連絡ください。

生活支援員とは

生活支援員の活動内容

「専門員」の作成した支援計画に基づき、具体的な支援活動を行います。

- (1) 福祉サービスの利用・苦情に関する相談、助言、情報提供、利用料の支払い等
- (2) 日常的な金銭管理に関する相談、助言や生活費の払戻し、公共料金、家賃、医療費等の支払いのための金融機関への同行又は代行
- (3) 郵便物の内容確認と行政等への必要な手続きの支援

資格要件

社会福祉に関心のある方で、次の①～③の要件すべてに該当する方

- ① 京都市内在住の方
- ② 満30歳以上、(令和4年3月31日時点で) 満75歳未満の方
- ③ 実際に生活支援員として活動できる方 (最低月1回程度)

※ただし、現在、直接福祉サービスに従事している方 (ホームヘルパーや福祉施設職員等)、民生委員に就任されている方は兼任できませんので御承知おきください。

待遇

- (1) 身分 京都市社会福祉協議会への登録制 (2年毎に更新)
※ただし、更新を行う年度の3月31日時点で満75歳以上の方は登録を更新できません。
- (2) 活動時間 利用者の「支援計画」に基づき1人の利用者につき、おおむね1時間～1時間半程度
- (3) 活動頻度 週1回から月1回程度 (利用者の希望回数によります)
- (4) 活動場所 利用者の自宅等
- (5) 活動費 1時間につき940円 ※交通費は別途支給
- (6) その他 「労災保険」「傷害見舞金補償制度」に加入